平成２１年（フ）第４１号
福島県南相馬市原町区橋本町３丁目53番地の２
債務者　長岡ユミ子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１０８号
茨城県古河市磯部1102番地
債務者　直井　美樹
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１１０号
茨城県桜川市真壁町亀熊2030番地１　久能住宅１、前住所茨城県桜川市真壁町下小幡614番地２
債務者　渡邉くに江（旧姓日下）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１３３号
茨城県古河市東山田5310番地438
債務者　山口　眞弓
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１３４号
茨城県坂東市鵠戸1247番地26
債務者　横張　綾子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４５３号
千葉県船橋市松が丘１丁目24番15号　カーサ・デラミコ202号
債務者　太田　政輝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５１９号
千葉県船橋市浜町２丁目３番31―1714号
債務者　坂本　留美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４５号
千葉市中央区東千葉２丁目６番１―140号
債務者　竹下　勝己
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５９２号
千葉県船橋市芝山２丁目５番16棟601号
債務者　安田　善彦
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６０２号
千葉県船橋市金杉台１丁目１番３棟102号
債務者　石島　大造
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６１２号
千葉県習志野市秋津２丁目４番２―502号
債務者　佐子　浩之
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６５０号
千葉市稲毛区轟町３丁目６番９号　ユービセーヌ西千葉301号
債務者　鶴岡　節子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３９９号
川崎市宮前区野川3028番地１　ビクトリアヴェール鷺沼302
債務者　向井　秀子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
山梨県甲府市和戸町1233番地
債務者　葉柴　真人
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７６号
岐阜県可児市土田2546番地223　前田荘
債務者　柘植　英之
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第３００９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水84メゾン志水Ｂ13号、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田７番地２
債務者　藤川　静代
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６３０号
名古屋市名東区天神下139番地　市営天神下荘ＴＡ棟203号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部